別紙-1①

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

[記入方法]該当する項目の・に○×マークを記入する。(※施工プロ)とは施工プロセスチェックでチェックされた項目である。　　(主任監督員)

考査項目	細　別	a	b	c	d	e
1. 施工体制	Ⅰ.施工体制一般	施工体制が適切である	施工体制がほぼ適切である	他の事項に該当しない	施工体制がやや不備である	施工体制が不備である
		「評価対象項目」 ・ 作業分担と責任の範囲が施工体制台帳・施工体系図(下請契約の全てを記載)もしくは施工計画書で確認できる。 ・ コリンズ(CORINS)への登録申請(請負金額500万円以上)は、監督員の確認を受けた上で契約締結後等の10日以内に行われている。(・ 「建退共制度適用事業主工事現場」標識を現場に提示すると共に、証紙購入が適切に行われ、配布が受払簿等により把握されている。(※施工プロ) ・ 施工体制台帳・施工体系図(下請契約の全てを記載)が整備され、施工体系図が現場に掲げられ、現場と一致している。(※施工プロ) ・ 「建設業の許可票」及び「労災保険関係成立票」の標識が公衆の見やすい場所に掲示している。(※施工プロ) ・ 法定外の労災保険に加入し、その証券又はそれに代わるものの写しを監督員に提出した。また、契約期間が工期を満たしている。(※施工プロ) ・ 「施工プロセス」チェックで、指摘事項が無かった。または指摘事項に対する改善が速やかに(次回)実施された。 ・ その他　(　　) 評価値が90%以上……a 評価値が80%以上～90%未満　……b 評価値が60%以上～80%未満　……c 評価値が60%未満……d ※評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする 評価値＝(　0　)%=(　0　)該当項目数／(　0　)評価対象項目数 **評価方法** ① 当該「評価対象項目」のうち評価の対象としない項目は削除する。(・のままとする) ② 項目数を変更する場合は、変更後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価するもの　○　　評価できないもの　× ④ 評価値(　%)＝該当項目数／評価対象項目数＝　○／(○＋×) 以下同様省略				・ 施工体制が不備であり、監督員から文書により改善指示を行った。 上記該当事項があれば……e
	Ⅱ.配置技術者 (現場代理人等)	a	b	c	d	e
		技術者が適切に配置されている	技術者がほぼ適切に配置されている	他の事項に該当しない	技術者の配置がやや不備である	技術者の配置が不備である
		「評価対象項目」 ・ 現場代理人として常駐し(兼任は常駐免除)工事全体の把握ができている。(※施工プロ) ・ 現場代理人として、監督員との連絡調整については「連絡」を除き書面で行っている。(※施工プロ) ・ 現場代理人は、受注者の現場代理人への委任した事項について適切に処理をしている。(※施工プロ) ・ 作業主任者を選任し配置している。(※施工プロ) ・ 主任(監理)技術者が、明確な根拠に基づいて技術的な判断を行っている。(※施工プロ) ・ 契約書、設計図書、指針等を良く理解し、現場に反映して工事を行っている。 ・ 設計図書の照査が十分で現場との相違があった場合は適切に対応している。 ・ 異常時、緊急時の対応・情報伝達・組織等が確立され、その図表を現場の見やすい場所に掲示している。 ・ 工事書類の簡素化の趣旨に則り、工事書類を適切に作成し提出又は提示している。 ・ 港湾工事等において潜水作業従事者を適正人員配置している。(※施工プロ) ・ 港湾工事等において海上起重作業船団長を配置している。(※施工プロ) ・ 「施工プロセス」チェックで、指摘事項が無かった。また指摘事項に対する改善が速やかに(次回)実施された。 ・ その他　(　　) 評価値が90%以上……a 評価値が80%以上～90%未満　……b 評価値が60%以上～80%未満　……c 評価値が60%未満……d ※評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする 評価値＝(　0　)%=(　0　)該当項目数／(　0　)評価対象項目数				・ 現場代理人等の技術者配置が不備で、監督員から文書により改善指示を行った。 ・ 専門技術者が配置されていない。 1項目でも該当あれば……d 2項目該当……e ＊安全管理が適切でなく、事故を発生させた場合は、a評価はしない。

別紙-1 ②

考査項目	細　別	a	b	c	d	e
2. 施工状況	Ⅰ.施工管理	施工体制が適切である	施工体制がほぼ適切である	他の事項に該当しない	施工体制がやや不備である	施工体制が不備である
		「評価対象項目」 ・ 約款第19条第1項（1）から（5）に基づく設計図書の照査が行われている。（※施エプロ） ・ 施工計画書と現場施工方法・現場施工体制等が一致している。（※施エプロ） ・ 施工計画書の内容が設計図書の内容及び現場条件を反映したものとなっている。（※施エプロ） ・ 日常の出来形管理が施工計画書等に基づき、的確に行われている。（※施エプロ） ・ 日常の品質管理が施工計画書等に基づき、的確に行われている。（※施エプロ） ・ 工事提出書類と提示書類がきちんと区別され、提出書類が簡潔で必要以上に作成されていない。（※施エプロ） ・ 現場内での整理整頓が日常的になされている。 ・ 工事材料等の品質保証等が適切に整理されている。（※施エプロ） ・ 工事材料を品質に影響ないように保管している。（※施エプロ） ・ 立会確認の手続きが事前になされ、段階確認については書面で確認できる。（※施エプロ） ・ 建設廃棄物及びリサイクルへの取り組みが適切になされている。（※施エプロ） ・ 工事全体で、使用機械・車両等で低騒音、低振動、排出ガス対策機械を使用している。（※施エプロ） ・ 「施エプロセスチェック」で指摘事項がなかった。また指摘事項に対する改善が速やかに（次回）実施された。 ・ その他 （　　） 評価値が90%以上……a 評価値が80%以上～90%未満 ……b 評価値が60%以上～80%未満 ……c 評価値が60%未満……d ※評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする 評価値＝（ 0 ）%=（ 0 ）該当項目数／（ 0 ）評価対象項目数				・ 設計図書と適合しない個所があり、文書により改善請求を行った。 ・ 施工計画書が工事施工前に提出されていない。 ・ 定められた工事材料の検査義務を怠り破壊検査を行った。 ・ 契約図書に基づく施工上の義務につき、監督員から文書により改善指示を行った。 1項目でも該当あれば……d 2項目該当……e
	Ⅱ.工程管理	a	b	c	d	e
		工程管理が適切である	工程管理がほぼ適切である	他の事項に該当しない	工程管理がやや不備である	工程管理が不備である
		「評価対象項目」 ・ 実施工程表の作成及びフォローアップを行っており、適切に工程を管理している。（※施エプロ） ・ 現場条件や設計内容の変更への対応が積極的で処理が早く、また地元調整を積極的に行い円滑な工事進捗を行った。（※施エプロ） ・ 工事の進捗を早めるための取り組み、(材料、工法、作業工程などの見直し)を行っている。 ・ 時間制限や片側交互通行等の各種制約条件への対応が適切であり、大きな工程の遅れがない。 ・ 施工計画書に定めた休日予定のとおり休日の確保を行うとともに、計画以外の時間外作業がほとんど無い。 ・ 施工プロセスチェック」で指摘事項がなかった。または指摘事項に対する改善が速やかに（次回）実施された。 ・ その他 （　　） 評価値が90%以上……a 評価値が80%以上～90%未満 ……b 評価値が60%以上～80%未満 ……c 評価値が60%未満……d ※評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする 評価値＝（ 0 ）%=（ 0 ）該当項目数／（ 0 ）評価対象項目数				・ 受注者の責により工期内に工事を完成させなかった。（但し、改善指示による場合を除く） 上記該当あれば……e ・ 自主的な工程管理がなされず、監督員から文書により改善指示を行った。 上記該当あれば……d

別紙-1 ③

考査項目	細　別	a	b	c	d	e
2. 施工状況	Ⅲ.安全対策	安全対策を適切に行った	安全対策をほぼ適切に行った	他の事項に該当しない	安全対策がやや不備であった	安全対策が不備であった
		「評価対象項目」 ・ 新規入場者教育を実施し、実施内容に現場の特性が十分反映され、記録が整備されている。(※施工プロ) ・ 安全教育・訓練等を月当たり半日以上適時、的確に実施し記録が整備されている。(※施工プロ) ・ 安全巡視、安全ミーティング(KY等)等を実施し記録が整備されている。(※施工プロ) ・ 店社パトロールを適宜実施し、記録が整備されている。(※施工プロ) ・ 災害防止(工事安全)協議会等を設置し、1回/月以上活動し記録が整備されている。(※施工プロ) ・ 各種安全パトロールで指摘を受けた事項について、速やかに改善を図り、かつ関係者に是正報告している。(※施工プロ) ・ 使用機械(港湾工事の場合は使用船舶)、車両等の点検整備等がなされ管理されている。(※施工プロ) ・ 重機操作に際して、誘導員配置や重機と人の行動範囲の分離措置がなされている。 (※施工プロ) ・ 地下埋設物及び架空線等に関する事故防止措置が実施されている。(※施工プロ) ・ 仮設工(山留め・仮締切・足場・支保工等)の点検及び管理がチェックリスト等を用いて実施されている。(※施工プロ) ・ 工事現場内・資機材置場・危険物置場の整理整頓がなされている。(※施工プロ) ・ 「施工プロセス」チェックで指摘事項がなかった。または指摘事項に対する改善が速やかに(次回)実施された。 ・ その他 (　　) 評価値が90%以上……a 評価値が80%以上～90%未満 ……b 評価値が60%以上～80%未満 ……c 評価値が60%未満……d ※評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする 評価値＝(0)%=(0)該当項目数／(0)評価対象項目数				・ 臨機の措置が不適切、または監督員の指示に従わなかったため、災害等の損害をうけた。 上記該当であれば……e ・ 安全管理に関する現場管理または防災体制が不適切であり、監督員から文書による指示を行った。 上記該当であれば……d ・ ＊安全管理が適切でなく、事故を発生させた場合は、a評価はしない。
	Ⅳ.対外関係	a	b	c	d	e
		対外関係が適切であった	対外関係がほぼ適切であった	他の事項に該当しない	対外関係がやや不備であった	対外関係が不備であった
		・ 関係官公庁などと調整を行い、トラブルの発生が無い。(※施工プロ) ・ 地元との調整を行い、トラブルの発生が無い。(※施工プロ) ・ 第三者からの苦情が無い。もしくは、苦情に対して適切な対応を行っている。(※施工プロ) ・ 関連工事との調整を行い、円滑な進捗に取り組んでいる。(※施工プロ) ・ 「施工プロセス」チェックで指摘事項がなかった。または指摘事項に対する改善が速やかに(次回)実施された。 ・ 工事の目的及び内容を、工事看板などにより地域住民や通行者等に分かりやすく周知している。 ・ その他 (　　) 評価値が90%以上……a 評価値が80%以上～90%未満 ……b 評価値が60%以上～80%未満 ……c 評価値が60%未満……d ※評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする 評価値＝(0)%=(0)該当項目数／(0)評価対象項目数				・ 関連工事との調整に関して、発注者の指示に従わなかったため、関連工事を含む工事全体の進捗に支障が生じた。 上記該当であれば……e ・ 受注者の対応による苦情が多い。または対応が悪くトラブルがあった。 ・ 関係法令に違反する恐れがあったため、監督員から文書により指示を行った。 上記該当であれば……d

別紙-1 ④

<table>
<tr><th>考査項目</th><th>a</th><th>b</th><th colspan="2">c</th><th colspan="2">d</th><th colspan="2">e</th></tr>
<tr><td rowspan="2">3. 出来形及び出来ばえ

Ⅰ.出来形</td><td>・ 出来形が、測定項目、測定基準及び規格値を満足し、ばらつきが規格値の概ね50%程度以内であり下記の2項目が全て該当する。

※ばらつきの判定は別紙―4参照</td><td>・ 出来形が、測定項目、測定 基準及び規格値を満足し、ばらつきが規格値の概ね80%程度以内であり下記の2項目が全て該当する。

※ばらつきの判定は別紙―4参照</td><td>・</td><td colspan="2">出来形が、測定項目、測定基準及び規格値を満足し、a及びbに該当しない。</td><td colspan="4">出来形が、測定項目、測定基準及び規格値を満足せず、規格値を超えるものがあり、ばらつきが大きい。</td></tr>
<tr><td colspan="3">・出来形測定において不可視部分が写真で的確に判断できる。
・出来高管理基準で必要とされる管理項目を全て管理している。</td><td></td><td colspan="2"></td><td>・</td><td>出来形の測定方法、又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行い改善された。

上記項目に該当があれば……d</td><td>・</td><td>出来形の測定方法、又は測定値が不適切であったため、検査職員が文書で修補（手直し）指示を行った。

上記項目に該当があれば……e</td></tr>
<tr><td colspan="9">①出来形の評定は、工事全般を通じて評定するものとする。
②出来形とは、設計図書に示された工事目的物の形状・寸法である。
③出来形管理とは、「土木工事施工管理基準」の測定項目、測定基準及び規格値に基づき所定の出来形を確保する管理体系であるが、当該管理基準によりがたい場合等については、監督職員と協議の上で出来形管理を行うものである。
④出来形管理項目を設定していない工事は「c」評価とする。</td></tr>
</table>

Ⅱ.品　質

別紙３－③～㉖－33による。

別紙-1 ⑤

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

［記入方法］創意工夫キーワードの該当する項目・に〇マーク、□にレマークを記入する。　　（主任監督員）

考査項目	細　別	1．創意工夫キーワード一覧表（創意工夫が多く見られるリスト）	評価内容の具体的な記述
5.創意工夫 【軽微なもの】	Ⅰ.創意工夫 キーワード 評価	【施工】 ・ 施工に伴う器具、工具、装置類の工夫又は、設備据付後の試運転調整の工夫 ・ コンクリート二次製品の利用等代替材の運用と工夫 ・ 土工、地盤改良、橋梁架設、舗装、コンクリート打設等の施工関係の工夫 ・ 部材並びに機材等の運搬及び吊り方式などの施工方法等の工夫 ・ 設備工事における加工、組み立て等又は電気工事における配線や配管等に関する工夫 ・ 給排水工事や衛生設備工事等における配管又はポンプ類の凍結防止、配管のつなぎ等に関する工夫 ・ 照明などの視界の確保に関する工夫 ・ 仮排水、仮道路、迂回路等の計画的な施工に関する工夫 ・ 運搬車輌・施工機械等に関する工夫 ・ 支保工、型枠工、足場工、仮桟橋、覆工板、山留め等の仮設工関係に関する工夫 ・ 盛土の締固度、杭の施工高さ等の管理に関する工夫 ・ 施工計画書の作成、写真の管理等に関する工夫 ・ 出来形又は品質の計測、集計、管理図等に関する工夫 ・ 施工管理ソフト、土量管理システム等の活用に関する工夫	（　　） （　　） （　　） （　　） （　　） （　　） （　　） （　　） （　　） （　　） （　　） （　　） （　　） （　　）
		【新技術活用】 ・ NETISやMade in 新潟新技術普及制度等、国や地方自治体の新技術制度に登録された新技術を受注者からの提案により活用した。 ・ NETISやMade in 新潟新技術普及制度等、国や地方自治体の新技術制度に登録された新技術を受注者からの提案により活用した。 （＊本項目は、1つの新技術の活用につき2点の加点とし、最大4点の加点評価とする。）	（　　） （　　）
		【品質】 ・ 土工、設備、電気の品質向上に関する工夫 ・ コンクリートの材料・打込・養生に関する工夫 ・ 新潟県コンクリート品質確保ガイドライン（案）に基づいた取組を達成した。（＊本項目は2点の加点とする） ・ 鉄筋、PCケーブル、コンクリート二次製品等の使用材料に関する工夫 ・ 配筋、溶接作業等に関する工夫	（　　） （　　） （　　） （　　） （　　）
		【安全衛生】 ・ 安全を確保するための仮設備等に関する工夫（落下物、墜落、転落、挟まれ、看板、立入禁止柵、手摺り、足場等） ・ 安全教育、技術向上講習会、安全パトロール、安全帯使用等に関する工夫 ・ 現場事務所、労務者宿舎等の居住空間及び設備等の工夫 ・ 有毒ガス並びに可燃ガスの処理及び粉塵防止策や作業中の換気等に関するの工夫 ・ 供用中の道路等の事故防止、一般車両突入時の被害軽減対策、及び一般交通の安全確保に関する工夫 ・ 作業環境が厳しい現場での環境改善等に関する工夫 ・ ゴミの減量化、アイドリングストップの励行等の地球環境への工夫	（　　） （　　） （　　） （　　） （　　） （　　） （　　）
		【・その他】 ・ 週休2日適用工事（現場閉所又は交替制）において、月単位の週休2日を達成している。（本項目は1点の加点とする） ・ （　　）	（　　） （　　）
		【ICT活用】 ・ ICT活用対象 ・ 1．ICT（情報通信技術）を活用した情報化施工を取り入れた工事。（簡易型ICTも可とする） （※本項目は受注者選択型、発注者指定型を問わず2点の加点とする。）	
		ICT施工対象外工事 評点：　　点	

（採点指標）
※1．特に評価すべき創意工夫事例を加点評価する。評価に当たって、その効果を確認する。
※2．ICT活用試行対象工事については、【施工】【新技術活用】【品質】【安全衛生】【その他】の合計で最大5点までの加点評価とし、
【ICT活用】項目が評価された場合（2点）のみ最大7点の加点評価ができる。
ICT活用試行対象工事以外については、【施工】【新技術活用】【品質】【安全衛生】【その他】の合計で最大7点の加点評価ができる。
※3．上記の考査項目の他に評価に値する企業の工夫があれば、その他に具体の内容を記載して加点する。なお、総括監督員が評価する「工事特性」との二重評価は行わない。

別紙-2 ①

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

【記入方法】該当する項目の・に〇マーク、「□」に「レ」マークを記入する。

（総括監督員）

考査項目	細　別	a	b	c	d	e
2. 施工状況	Ⅱ.工程管理	工程管理が非常に優れている	工程管理がやや優れている	他の事項に該当しない	工程管理がやや不満である	工程管理が不備である

「□:評価対象項目」

□ 当該工事において、施工条件の変更等により工期的な制約がある中で余裕をもって工期内に工事を完成させた。
- 工期の1割以上の余裕をもって完了させた。
- 雪・波浪等の気象条件を考慮し、完成検査を前提とした臨時検査等が、適切で、かつ現場確認が可能なように工程に配慮がある。
- 社会的な要請により竣工時期が限定されるものについて、発注者の意向に沿った工程で完成がなされた。
- 工事施工箇所が広範囲に点在している場合において、工程管理を的確に行い、余裕をもって工事を完成させた。

□ 隣接する他の工事等との積極的な工程調整を行いトラブルを回避した。
- 調整区間2つ以上、調整回数2回以上。（運搬路の利用調整など）
- 工事調整が工程短縮の要因となった。（調整機関・回数が1回）

□ 地元調整を積極的に行い、トラブルなく工期内に工事を完成させた。
- 道路利用、交通規制や工事の騒音などで地元調整を2回以上行った。

□ 代休等を確保するなど、適切な人員管理と工程管理が地域住民に好印象を与えている。
- 地域の行事、作業等に関連し、代休等を行って、地域からの苦情がなかった。

□ 配置技術者（現場代理人等）の積極的な工程管理の姿勢が見られた。
- 工程に空き、無駄がなかった。
- 資材搬入の時期と使用時期にずれがなかった。
- 現場代理人の指示が、作業員に正確に伝わっている。
- 施工計画書に定めた休日予定のとおり、休日の確保を行うことに加え、他の模範となるような取組を実施した。

□ 「施工プロセス」チェックのうち、工程管理について指摘事項がない。
- 「施工プロセス」チェックによる指摘事項が無かった。または指摘事項に対する改善が速やかに（次回）実施された。

□ その他
- （　　）

（採点指標）

評価項目数☑

＊ 複数の項目がある場合、いずれかが該当（〇マーク）すれば、評価（□にレ点）する。⇒（評価項目として扱う。）

＊ 評価項目が4項目以上・・・a　2項目以上・・・b　その他・・・c（該当項目がなくとも、工期内に工事を完成）

＊ ・ 自主的な工程管理がなされず、主任監督員と協議の上で、改善指示の文書を出した場合・・・・・・・・・・・・・d

＊ ・ 受注者の責により工期内に工事が完成しなかった場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・e

	Ⅲ.安全対策	a	b	c	d	e
		安全対策を非常に優れている	安全対策やや優れている	他の事項に該当しない	安全対策がやや不満である	安全対策が不備である

「□:評価対象項目」

□ 建設労働災害、公衆災害の防止への努力が認められる。
- 当該工事における建設労働災害、公衆災害の危険性を承知している。
- 災害に対する防止対策が十分である。

□ 安全衛生管理体制を確立し、組織的に取り組んでいる。
- 会社全体で組織的に取り組んでいて、現場との連携がとれている。
- 現場に安全組織表が掲載され、担当者とその職務が明確になっている。
（統括安全衛生責任者・元方安全衛生管理者・店社安全衛生管理者）

□ 安全管理に関する技術開発や創意工夫に取り組んでいる
- 独自性がある。（現場条件に適した独自の安全管理を実施している）
- 低コストで、他の工事等への汎用が可能である。

□ 安全協議会活動に積極的に取り組むなど、リーダーシップを発揮している。
- 協議会の幹事等の役員として、月一回以上積極的に活動している。
- その都度の開催の目的意識が明確化されている。

□ 安全職場実現への取り組みが地域全体から評価されている。
- 誘導員の適切な交通誘導や、案内対応が良い。
- 地域住民等から安全に関する苦情・トラブルがない。

□ 「施工プロセス」チェックのうち、安全対策について指摘事項がない。
- 「施工プロセス」チェックで、指摘事項が無かった。または指摘事項に対する改善が速やかに（次回）実施された。

□ その他
- （　　）

（採点指標）

評価項目数☑

複数の項目がある場合、いずれかが該当（〇マーク）すれば、評価（□にレ点）する。⇒評価項目

評価項目が5項目以上・・・a　3項目以上・・・b　その他・・・c

- 安全対策に不備があり、主任監督員と協議の上で、改善指示の文書を出した場合・・・・・・・・・d
- 安全対策の改善指示に対して改善がなされず、安全対策の不備の内容が悪質と判断される場合・・・e

＊ ・ ただし、安全管理が適切でなく、事故を発生させた場合は、a評価としないこと。

別紙-2 ②
（総括監督員）

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

［記入方法］該当する工事特性キーワード項目の□にレ点マーク、事例項目・に○を記入する。

考査項目	細　別	工事特性キーワード一覧表	【事例】具体的な施工条件等への対応事例
4. 工事特性	Ⅰ.施工条件等への対応	1. 構造物の特性への対応 □ 1 対象構造物の高さ、延長、施工（断）面積、施工深度等の規模が特殊な工事	（1について） ・切土の土工量：20万㎥以上、盛土の土工量：15万㎥以上、護岸・突堤の平均高さ：10m以上、 トンネル（シールド）の直径：8m以上、ダム用水門の設計水深：25m以上 樋門又は樋管の内空断面積：15㎡以上、揚排水機場の吐出管径：2000㎜以上、 堰又は水門の最大径間長：25m以上、堰又は水門の径間数：3径間以上, 堰又は水門の扉体面積：50㎡/門以上、トンネル（開削工法）の掘削深さ：20m以上、 トンネル（NATM）の内空断面積：100㎡以上、トンネル（沈埋工法）の内空断面積：300㎡以上、 海岸堤防・護岸・突堤又は離岸堤の水深：10m以上、地滑り防止工：幅100m以上かつ法長:150m以上 浚渫工の浚渫土量：100万㎥以上、流路工の計画高水流量：500㎥以上 砂防ダムの堤高：15m以上、ダムの堤高：150m以上 転流トンネルの流下能力：400㎥／s以上、橋梁下部工の高さ：30m以上、 橋梁上部工の最大支間長：100m以上、集水井の長さ（深さ）：30m以上
		□ 2 対構造物の形状が複雑であることなどから、施工条件が特に変化する工事	（2について） ・砂防工事などにおいて、現地合わせに基づいて再設計が必要な工事。 ・鉄道に隣接した橋脚の耐震補強工事又は河道内の流水部における橋脚の撤去工事。 ・供用中の道路トンネルの拡幅工事。
		□ 3 その他 ［理由：　　］ ※上記の対応事項に1つ以上レ点が付けば4点の加点とする。	（3について） ・その他、構造物固有の難しさへの対応が特に必要な工事。 ・その他、技術固有の難しさへの対応が特に必要な工事。 ・地山強度が低い又は土被りが薄いため、FEM解析などによる検討が必要な工事。
		2. 都市部等の作業環境、社会条件等への対応 □ 4 地盤の変形、近接構造物、地中埋設物への影響に配慮する工事	（4について） ・供用中の鉄道又は道路と交差する橋梁などの工事。 ・市街地等の家屋密集地での、鉄道又は道路をアンダーパスする工事。 ・監視などの結果に基づき、工法の変更を行った工事。
		□ 5 周辺環境条件により、作業条件、工程等に大きな影響を受ける工事	（5について） ・ガス管、水道管、電話線等の支障物件の移設について、施工工程の管理に特に注意を要した工事。 ・地元調整や環境対策などの制約が特に多い工事。 ・そのほか各種制約があり、施工に特に厳しい制限を受けた工事。
		□ 6 周辺住民等に対する騒音・振動を特に配慮する工事	（6について） ・市街地での夜間工事。 ・DID地区での工事。
		□ 7 現道上での交通規制に大きく影響する工事	（7について） ・日交通量が概ね1万台以上の道路で、片側交互通行の交通規制をした工事。 ・供用している自動車専用道路等の路上工事で、交通規制が必要な工事。 ・工事期間中の大半にわたって、交通開放を行うための規制標識の設置撤去を日々行った工事。
		□ 8 事故や災害発生直後等、緊急的な対応が特に必要な工事	（8について） ・事故や災害発生直後等、緊急的な対応が特に必要な工事で、24時間対応の施工等により早期の対策が求められる。
		□ 9 施工箇所が広範囲にわたる工事	（9について） ・作業現場が広範囲に分布している工事。

		□ 10 その他 ［理由:　　］ ※上記の対応事項に1つ以上レ点が付けば6点の加点とする。	(10について) ・施工ヤードの広さや高さに制限があり、機械の使用など施工に制約を受けた工事。 ・その他、周辺環境又は社会条件への対応が特に必要な工事。
		3. 厳しい自然・地盤条件への対応 □ 11 特殊な地盤条件への対応が必要な工事 □ 12 雨・雷・風・気温・波浪等の自然条件の影響が大きな工事 □ 13 急峻な地形及び土石流危険渓流内での工事 □ 14 動植物等の自然環境の保全に特に配慮しなければならない工事 □ 15 維持修繕工事等で地元調整等の手間のかかる工事 □ 16 その他［理由:　　］ ※上記の対応事項に1つ以上レ点が付けば4点の加点とする。	(11について) ・河川内の橋脚工事において地下水位が高く、ウェルポイント工法などによる排水や大規模な山留めなどが必要な工事。 ・支持地盤の形状が複雑なため、深礎杭基礎毎に地質調査を実施するなど支持地盤を確認しながら再設計した工事。 ・集水井工事において、地形条件や地層状況、水理地質等が施工に厳しく、ポイリング・ヒービング、井壁の崩落などが発生した工事。 ・施工不可能日が多いことから、施工機械の稼働率や台数などを的確に把握する必要が生じた工事。 (12について) ・海岸又は河川区域内の工事のため、設計書で計上する以上に波浪等の影響で不稼働日が多く、主に作業船や台船を使用する工事。 ・潜水夫を多用した工事又は波浪等の水位変動が大きいため作業構台等を設置した工事。 (13について) ・急峻な地形のため、作業構台や作業床の設置が制限される工事。もしくは、命綱を使用する必要があった工事(法面工は除く)。 ・斜面上又は急峻な地形直下での工事のため、工事に伴う地滑り防止対策等の安全対策を必要とした ・土石流危険渓流に指定された区域内における工事。 ・被災箇所における二次災害の危険に対する注意が必要とされる工事。 (14について) ・イヌワシ等の猛禽類などの貴重な動植物への配慮のため、工程や施工方法に制約を受けた工事。 (15について) ・地元説明会を複数回開催したり個別に住民の意向確認をするなど、工事規模に比して手間のかかる工事。 (16について) ・その他、自然条件又は地盤条件への対応が必要であった工事。 ・その他、災害時における臨機の措置のうち特に評価すべき事項が認められる工事。 ・その他、酸素欠乏危険作業への対応が必要であった工事 ・その他
		4. 長期工事における安全確保への対応 □ 17 12ヶ月を超える工期で、事故が無く完成した工事(全面、一時中止期間は除く ※但し、文書注意に至らない事故は除く。 □ 18 その他:［理由:　　］ ※上記の対応事項に1つ以上レ点が付けば6点の加点とする	
	評　価	キーワード1.　0　点／ 4点 キーワード2.　0　点／ 6点 キーワード3.　0　点／ 4点 キーワード4.　0　点／ 6点 評　点　計　0　点 ／ 20点(最大)	

(採点指標)
※1. 工事特性は、最大20点の加点評価とする。
※2. 主任監督員が評価する、「5. 創意工夫」との二重評価はしない。
※ 3. 評価に当たっては、主任監督員の意見も参考にする。

別紙-2 ③

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

[記入方法]該当する項目の「・」に〇マークを記入する。　　（総括監督員）

考査項目	細　別	a	a’	b	b’	c
6. 社会性等	Ⅰ.地域への貢献等	貢献が非常に優れている	bより貢献が優れている	貢献がやや優れている	Cより貢献が優れている	他の事項に該当しない場合

「評価対象項目」

☐ 1. 周辺環境への配慮に積極的に取り組んだ。
- 主体的に取り組んだ。
- 地域の活動に積極的に参加した。

☐ 2. 現場事務所や作業現場の環境を周辺地域との景観に合わせる等、積極的に周辺地域との調和を図った。
- 主体的に取り組んだ。
- 地域の活動に積極的に参加した。

☐ 3. 定期的に広報誌や現場見学会等を実施する等、地域とのコミュニケーションを図った。
- 主体的に取り組んだ。
- 地域と合同で取り組んだ。

☐ 4. 道路清掃などを積極的に実施し、地域に貢献した。
- 主体的に取り組んだ。
- 地域と合同で取り組んだ。

☐ 5. 地域が主催するイベントへ積極的に参加し、地域とのコミュニケーションを図った。
- 主体的に取り組んだ。
- 地域と合同で取り組んだ。

☐ 6. 災害時などにおいて、地域への支援又は行政などによる救援活動への積極的な協力を行った。
- 主体的に取り組んだ。
- 地域と合同で取り組んだ。

☐ 7.その他
- 現場の交通体制を地域住民に周知していた。
- 通学路に指定されている場合には、学校にも協力依頼がなされていた。
- 休止中、及び中止期間中の対応が適切だった。（現場代理人が定期的に監視していた。）
- リサイクル材料を使用した建設資材を使用し、循環型社会の形成に努めた。
- その他

評価項目数 ☑
0
社会性評価

（採点指標）

＊：複数の項目がある場合、いずれかが該当（〇マーク）すれば、評価（☐を☑）する。⇒（評価項目として扱う。）
＊：ただし、提出された「別紙6-1工事特性・創意工夫・社会性等に関する実施状況」、「別紙6-2工事特性・創意工夫・社会性等に関する実施状況（説明資料）」により主体性、具体性等を評価することから、提出のない場合は、「c」評価とする。
＊：評価項目が4項目以上・・a、3項目以上・・a’、2項目以上・・b、1項目以上・・b’、その他・・・c（別紙6-2の提出がないものを含む）
「週休2日取得モデル工事」を実施した場合でも最大はaとする。

※1.地域への貢献等とは、工事の施工にともなって、地域社会や住民に対する配慮等の貢献について、加点評価する（該当工事以外の貢献は評価の対象としない）

別紙-2 ④

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

[記入方法]該当する項目の「・」に〇マークを記入する。

（総括監督員）

考査項目		
7. 法令遵守等		

	措　置　内　容	点　数
・	1指名停止3ヶ月以上	ー20点
・	2指名停止2ヶ月以上3ヶ月未満	ー15点
・	3指名停止1ヶ月以上2ヶ月未満	ー13点
・	4指名停止2週間以上1ヶ月未満	ー10点
・	5文章注意	ー8点
・	6口頭注意	ー5点
・	7安全管理が適切でなく事故が発生したが、口頭注意以上の処分はなかった。	ー3点
・	8　その他（理由：　　）	ー1点

※1. 工事の施工にあたり、当該工事関係者が下記の適応事例で上表の措置があった場合に適応する。（適応事例がない場合は、該当なし）
※2. 完成検査後に処分が出た場合は、速やかに評定を修正する。

【上記で評価する場合の適応事例】
1　入札前に提出した調査資料等が虚実であった事実が判明した。
2　承諾なしに権利譲渡等を第三者に譲渡又は承継を行った。
3　産業廃棄物処理法に違反する不法投棄、砂利採取法に違反する無許可採取等，関係法令に違反する事実が判明した。
4　当該工事関係者が増収賄により逮捕又は公訴された。
5　建設業法に違反する事実が判明した。例）一括下請け、技術者の専任違反等
6　使用人等に関する労働基準法及び入国管理法に違反する事実が判明し、送検等された。
7　下請代金遅延防止法第4条に規定する下請代金の支払いを期日内に行っていない。あるいは不当に下請代金を減じている。あるいはそれに類する行為がある。
8　過積載等の道路交通法違反により、逮捕又は送検された。
9　受注企業の社員に「指定暴力団」あるいは「指定暴力団の傘下組織（団体）」に所属する構成員、準構成員、企業舎弟、暴力団関係者がいることが判明した。
10　下請に暴力団関係企業が入っていることが判明した。あるいは「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第9条に記されている、砂利、砂、防音シート軍手等の物品の購入、土木作業員やガードマンの受け入れ、土木作業員用の自動販売機の設置等を行っている事実が判明した。
11　施工体制台帳、施行体系図が不備で、監督員から文書等による改善指示を行ったが、これに従わなかった。
12　安全管理が適切でなく、死傷者を生じさせた事故、又は重大な損害を与えた公衆災害を起こした。
13　明らかに週休2日に取り組む姿勢が見られなかった。

8.総合評価技術提案		
		・ 総合評価技術提案対象 ・ 技術提案の履行が確認できない。（減点対象）

入札説明書による減点数値

別紙-3①

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

［記入方法］該当するチェック項目の「・」に〇マークを記入する。

（検査職員）

考査項目	細　別	a	b	c	d	e
2. 施工状況	Ⅰ施工管理	施工管理が優れている	施工管理がやや優れている	他の事項に該当しない場合	施工管理がやや不備である	施工管理が不備である
		【□：評価対象項目】 ［□：評価対象項目］ □ 1.施工前の設計図書の照査、工事測量等行っていることが確認できる。 ・ 施工前に行う設計図書の照査を行い、該当する事実の有無を監督員に報告している。また、事実がある場合は、確認できる資料を提出し確認を求めている。 ・ 工事着手後速やかに行う測量を実施し、その結果を監督員に提出している。（工事測量が不要な場合は本チェック項目を削除する。） ・ 架空線等上空施設、地下埋設物件等の現地調査を行い、その結果を監督員に報告している。 ・ ICT活用の照査が実施され、その結果を特記仕様書に基づき書面で監督員に協議又は報告している。 （ICT活用試行対象工事以外は本チェック項目を削除する。） □ 2.施工計画書が工事着手前に提出され、設計図書の内容及び現場条件を反映したものとなっていることが確認できる。 ・ 施工計画書に所定の項目が記載され、工事着手前又は施工方法が確定した時期に提出されている。 ・ 設計図書の条件明示を反映した施工計画書になっている。 ・ 施工計画が現場状況（地形、地質、周辺環境、交通量等）を反映した具体的な施工計画書になっている。 ・ 安全対策が具体的・的確に記載され、実施されている。 ・ 施工計画書に変更が生じた場合、当該工事の着手前に変更施工計画書が監督員に提出されている。 □ 3.現場代理人、作業主任者等の作業分担と責任の範囲が書面で確認できる。 ・ KY日誌で現場代理人の常駐状況（兼任は常駐免除））が確認できるとともに、朝礼時において作業体制を的確に把握できる。 ・ 施工計画書の現場組織表で、現場責任者が明記されている。 ・ 施工計画書の安全管理組織表で、下請けも含め安全衛生責任者、作業主任者等が明記されている。 □ 4.下請けに関する手続き等が適切に行われていることが確認できる。 ・ 施工体制台帳及び施工体系図が作成され、その写しが監督員に提出されている ・ 施工体制台帳の記載事項は適正に記入されてており、添付が必要な書類も全て提出されている。 ・ 施工体系図が、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲示されている。 ・ 施工体制台帳及び施工体系図に変更が生じた場合、その都度、監督員に提出されている。 ・ 下請負人に対する引き取り（完成）検査が実施されていることが確認できる（すべての一次下請け） ・ 下請負人に対する当初契約・変更契約が適切になされていることが確認できる。 □ 5.立会確認の手続きが事前になされていることが確認できる。 ・ 立会確認が適切に実施されたことが書面で確認できる。 ・ 段階確認について、土木・建築工事監督要領及び土木工事監督技術基準により、事前に段階確認願（種別、細別、施工予定時期等）が書面で監督員に提出されている。 ・ 段階確認が適切に実施され、工程表と整合する。 ・ 臨時検査が適切に実施され、工程表と整合する。				・ 設計図書と適合しない箇所があり、文書により修舗指示を行った。 ・ 契約図書に基づき施工上の義務につき、検査職員から文書により指示を行った。 上記1項目該当事項があれば…d

考査項目	細　別	a	b	c	d	e
		□ 6.品質確保のための対策など施工に関する独自の工夫がみられる。 ・ 材料（質）のチェック、材料の保管、事前の対応、品質を保つための現場条件、品質を保つための方策の徹底、事後の対応、出来形に評価される品質の各々の時点における工夫が書面で確認できる。 （「別紙6-1、6-2工事特性・創意工夫・社会性に関する実施状況」の提出が必要。）新潟県コンクリート品質確保ガイドライン（案）に基づく取組を達成したもの、ガイドライン（案）適用範囲外構造物でも加点対象構造物で達成条件を満たしているもの（令和3年6月23日技第1021号）。または加点対象構造物で達成条件(4)の３帳票の提出があったものも可とする。 □ 7. 工事の関係書類を過不足なく作成していることが確認できる。 ・ コリンズ登録が適正に行わ ・ 工事記録が目的別にインデックス等で分かりやすく整理され、その整備資料全体がわかるように総括表でまとまっている。（提示資料は現場で使用したものをそのまま利用することから対象外） ・ 工事書類簡素化の趣旨に則り、必要とされる書類が簡潔にまとめられている。 （提示書類と提出書類がきちんと区別整理され、工事書類作成マニュアル記載資料以外の提出がない） ・ 法的な手続き等必要なものに提出の漏れがない。（休日、祝日作業、道路使用、港湾区域の使用、労働基準監督署、会場保安本部への提出書類などの整備資料でチェックする。） ・ キャリブレーションの必要な機器は、その成績結果表が添付されている。 ・ 計算式等で算出根拠を説明するものがある場合、図表等を利用しわかりやすく整理されている。（例、薬注の注入量、グラウト注入量。該当がない場合は、本チェック項目を削除する） ・ 説明のスムーズさから資料の整理、把握の良さがうかがえる。 □ 8.工事記録写真等の整理に工夫がみられる。 ・ 工事写真撮影時、黒板等を利用して写真撮影箇所等、的確に分かり易く表示されている。 ・ 写真帳の撮影箇所に略図等が添付され、該当位置・部分及び状況が把握しやすく見やすく整理されている。 ・ 写真帳の分類の仕分けにインデックス等を利用し、見やすく工夫されている。 ・ 俯瞰(ふかん)的な把握と共に、細部についても的確に把握できるように工夫されている。 ・ 資料整理が、縦横になっていないで、施工順番に沿って整理がなされ、理解しやすくなっている。 □ 9.建設副産物の再利用等への取り組みが適切になされている。 ・ 再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書が施工計画書に当初から添付され、また工事現場に掲示されている。 ・ 建設副産物の搬出先（中間処理施設、最終処分場等）が当初から計画されている。 ・ 土砂の搬入・搬出時の手続きが適正に行われている。 ・ 再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書が提出されており、数量が確認できる。 ・ 産業廃棄物管理票（紙マニフェスト）が整理され、所要の数量と整合する。 ・ 産業廃棄物処理を委託する場合、委託契約書の写しが提出されている。 ・ 「再資源化等の完了報告書」が再資源化等の完了後速やかに提出されている。 □ 10.建設業退職金共済制度が適切に運用されている。（中小企業退職金共済制度加入者は、これに読み替える。） ・ 建設業退職金共済制度に加入している。 ・ 掛金収納書を工事請負締結後原則1か月以内に提出している。 ・ 「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場標識」を現場に掲示している。 ・ 掛金充当実績総括表が作成され、制度の履行状況が適切に整理されている。				

考査項目	細　別	a	b	c	d	e
		□ 11.社内の管理基準等が作成され管理している。 ・ 管理基準がない工種について、独自の管理基準を設定し管理していることが確認できる。 ・ 社内管理基準（目標）を設定するとともに、その運用方法（目標をオーバーした場合の検討体制や検討プロセス等の具体的な対処方法など）を定められ、管理されている。 ・ その管理基準により社内検査（書類検査）が完了していることが書面で確認できる。 ・ その管理基準により社内検査（現場検査）が完了していることが書面で確認できる。 □ 12.工事材料の品質を確保していることが確認できる。 ・ 工事に使用する材料の材料名、規格、数量、製造業者名、品質証明等が、施工計画書の「主要資材」に適切に記載されている。 ・ 工事材料の品質を証明する資料が適切に整備、保管されている。 ・ JISマーク表示品については、JISマーク表示状態を示す写真等確認資料の提示により、品質証明資料等の提出又は提示を省略している。（工事の簡素化） ・ 工事材料を品質に影響が無いよう保管している。 ・ 指定材料について、監督員の確認を受け、材料確認書が提出されている。 ＊チェック着目リスト該当率＝（ 0 ）評価数／（ 0 ）評価対象数＝（ 0.000 ） □ 13.品質証明体制が確立され、品質証明員による関係書類、出来形、品質等の確認を工事全般にわたって行っていることが確認できる。（3億円以上の工事） ・ 品質証明員届が提出されている。 ・ 品質証明員は、10年以上の現場経験を有し、一級土木施工管理技士又は技術士の資格を有している。 ・ 適切な時期に現場の施工実態の確認を実施している。 ・ 検査前に工事関係書類等の事前確認を実施している。 ・ 品質証明書の書式が指定されたものである。 ＊チェック着目リスト該当率＝（ 0 ）評価数／（ 0 ）評価対象数＝（ 0.000 ） □ 14.その他（　　） 評価方法 ① チェック項目「・」のうち、該当項目は「○」、該当なしは「×」、評価対象としない項目は「・」を選択する。 ② チェック項目「□」のうち、該当項目は「☑」、評価の対象としないものは「□」のままとする。 ③ 評価対象項目の下欄のチェック項目「・」が複数の場合、チェック項目総数の2/3以上であれば、□を☑に変更する⇒（該当していることを明示） 評価値＝（ 0 ）評価数／（ 0 ）対象評価項目数＝（ 0.0 ）% 評価値が90%以上……a 評価値が80%以上～90%未満……b 評価値が60%以上～80%未満……c 評価値が60%未満……d ※評価対象項目数が2項目以下の場合は、c評価とする。				

別紙-3 ②

工事成績採点の考査項目の考査項目別運表

（検査職員）

<table>
<tr><th>考査項目</th><th>a</th><th>a’</th><th>b</th><th>b’</th><th>c</th><th colspan="2">d</th><th>e</th></tr>
<tr><td rowspan="2">3.出来形及び出来ばえ</td><td>出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね50%以内で、下記の「評価対象項目」4項目が以上該当する。</td><td>出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね50%以内で、下記の「評価対象項目」3項目以上が該当する。</td><td>出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね80%以内で、下記の「評価対象項目」3項目以上が該当する。</td><td>出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね80%以内で、下記の「評価対象項目」2項目以上が該当する。</td><td>出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、a～bに該当しない。</td><td colspan="2">・ 出来形が、測定項目、測定基準及び規格値を満足せず、規格値を超えるものがあり、ばらつきが大きい。

測量機器の検定証明書は提出不要であるが、認定期間切れの測量機器を使用した工事等、著しく出来形管理に問題があると認められる工</td></tr>
<tr><td colspan="5">［□：評価対象項目］
出来形管理項目設定 ・
ばらつき選択 ・
□ 1.出来形管理図及び出来形管理表に創意工夫がある。
・ 測定表に出来形寸法を測定した箇所の略図等が掲載されている。
・ 管理表による傾向、課題等が一目で判断できる。
＊チェック着目リスト該当率＝（ 0 ）評価数／（ 0 ）評価対象数＝（ 0.00 ）
□ 2.出来形測定において不可視部分が写真で的確に判断できる。
・ 不可視部分の出来形寸法が確認できる写真が撮影されている。 （監督員等が臨場した箇所を除く）
・ 完成写真等に、不可視部分の参考写真が添付されている。
（竣工写真では工事内容が分かりにくい場合、不可視部分の参考写真が添付されている。例：海岸（潜堤）工事、基礎工事。該当がない場合は削除）
＊チェック着目リスト該当率＝（ 0 ）評価数／（ 0 ）評価対象数＝（ 0.00 ）
□ 3. 社内の管理基準等が作成され管理している。
・ 管理基準のない工種について、独自の管理基準を設定し管理していることが確認できる。
・ 社内管理基準（目標）を設定するとともに、その運用方法（目標をオーバーした場合の検討体制や検討プロセス等の具体的な対処方法など）を定め、管理されている。
・ その基準により社内検査(書類検査)が完了していることが書面で確認できる。
・ その基準により社内検査(現場検査)が完了していることが書面で確認できる。
＊チェック着目リスト該当率＝（ 0 ）評価数／（ 0 ）評価対象数＝（ 0.00 ）
□ 4.写真管理基準の項目を満足している。
・ 写真管理基準がない工種は、社内管理の撮影工種、項目、頻度、箇所などについて、当該工事に即して施工計画書に具体的記述が補足されている。
・ 工事写真帳に掲載されている写真が、写真管理基準の撮影項目、撮影頻度（時期）に基づいており、過不足となっていない。

・ 工事写真が写真管理基準に基づき整理されている。
・ 工事履行届に添付する「着手前・完成」写真に起終点が明示され、着手前と完成時が比較できる。
＊チェック着目リスト該当率＝（ 0 ）評価数／（ 0 ）評価対象数＝（ 0.00 ）
□ 5.その他（ ）
① 出来形とは、設計図書に示された工事目的物の形状寸法である。
② 出来形管理とは、「土木工事施工管理基準」の測定項目、測定基準及び規格値に基づく形状寸法を確保する管理体系である。
③ 出来形管理項目を設定していない工事は「c」評価とする。</td><td>・ 監督員が文書で改善指示を行った

上記項目に該当があれば……d</td><td>・ 検査職員が修補（手直し）指示を行った。

上記項目に該当があれば……e</td></tr>
</table>